

生計を一にする別居の兄弟がいる世帯であることの届出書

平成 年 月 日

小 田 原 市 長 様

【住 所】

【保護者氏名】

印

【入所児童名】

生年月日

年

月

日

【入所施設名】

次の者は、生計を一にしている別居の兄弟に該当しますので、届け出ます。

【該当者氏名】

生年月日

年

月

日

【該当者住所】

【別居の理由】

就学

療養

勤務

その他（

）

添付書類として次の書類をご提出ください。

- ・学生証の写し、仕送りの通帳の写しなど生計を一にすることがわかる書類
- ・戸籍謄本の写し（提出が不要な場合もありますので、事前に保育課にお問い合わせください。）

<平成28年度からの新たな負担軽減措置の内容>

●多子世帯に対する軽減

世帯の市民税所得割額が、次の金額の場合に、保護者と生計を一にする子を対象に、**年齢の高い順に数えて2番目の子の保育料は半額、3番目以降の子の保育料が無料**となります。

(1) 1号認定子どもの世帯については、77,101円未満

(2) 2,3号認定子どもの世帯については、57,700円未満

●ひとり親等世帯（※）に対する軽減

世帯の市民税所得割額が、認定の区分にかかわらず77,101円未満の世帯で、保護者と生計を一にする子を対象に、**年齢の高い順に数えて1番目の子の保育料は半額、2番目以降の子の保育料が無料**となります。

※対象となる世帯

- ・ひとり親世帯（寡婦（夫）控除のみなし適用を受けているひとり親世帯を含む。）
- ・在宅障がい児（者）のいる世帯（次の者がいる世帯）
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者
特別児童扶養手当の支給対象児童
国民年金の障害基礎年金等の受給者